

新専門医制度についての最新のお知らせ、研修プログラムの作成と資格更新について

日本臨床検査医学会

理事長 村田満

総務理事（専門機構領域委員代表） 山田俊幸

## 1. はじめに

2017年度から始まる新専門医制度による研修プログラムの整備ならびに2020年に完全移行する新制度による資格更新基準につき、日本専門医機構と当学会代表からなる領域委員との間で合意が形成されました。これを受け、必要な情報は、今後学会ホームページ上に公開する所存です。専門医の皆様におかれましては HP を注視いただき、必要な準備をされますようお願いいたします。新制度のため、ご不明なところは多々あると思われまますので、そのような折は学会事務局にご遠慮なさらずお尋ねください。

ここでは、HP での情報提供に併せ、現時点で皆様にご案内またはお願いしたいことを連絡させていただきます。

## 2. 研修プログラムの作成について

### (1)申請、認定、専攻医募集の流れとタイムスケジュール

プログラム作成のもとになる臨床検査研修プログラム整備基準が承認され、機構の HP、<http://www.japan-senmon-i.jp/> に掲載されています（当学会の HP にも掲載）。これをもとに各基幹施設のプログラムを作成いただきますが、そのモデルとなる「モデルプログラム」を8月中に学会 HP に掲載する予定です。各施設には年内をめどに作成いただき、学会内の機構研修委員会に提出いただきます。この委員会で審査し、承認されたものは機構内部の担当部会で最終承認されます。この過程で、訂正依頼などで時間がかかることも予想されますが、翌年3月末までは最終承認にこぎつけ、機構ならびに施設の HP で専攻医の募集を開始します。10月には一次選考（当領域では面接）を行い専攻医を決定しますが、他のプログラムを不合格になった専攻医候補が応募する可能性があり、二次選考する可能性は残しておいてください。

### (2)提出書類、経費

後に様式を明らかにしますが、「プログラム申請書一式」の提出をお願いいたします。これは、施設の概要や指導医について記載するもので現行の学会専門医制度での施設認定申請書式に似ています。この中に前出の「研修プログラム」が含まれます。

基幹施設として認定されましたら、初年度に認定料として10万円、次年度から認定期限の5年目まで毎年1万円を機構に納めていただきます。

### (3)プログラム作成の留意事項

プログラムは前出の臨床検査研修プログラム整備基準にもとづいて作成いただきます。モデルプログラムは参考になりますが、各施設の事情により、モデルプログラムとはかなり異なるものになる場合も想定されます。基本原則は、臨床検査研修カリキュラムを網羅することで、この限りにおいては、研修の順序や研究の捉え方など特徴を活かして作成ください。

多くの基本領域の研修は初期研修を修了した卒後3年目の専攻医を想定していますが、臨床検査領域は卒後しばらく経過した方、他の専門医を取得された方、など多様なバックグラウンドの専攻医が想定されます。仮に他の専門業務を行いながら臨床検査の専門医を目指す場合、その主業務に費やす時間が長ければ臨床検査の研修期間を長めに設定するなどの工夫が考えられます。

基幹施設は、プログラム管理委員会という専攻医の研修全般を扱う委員会を組織します。これは、プログラム統括責任者、指導医、医師以外の医療スタッフ、外部委員で構成されます。プログラム統括責任者は指導医で、臨床検査の経験が長く、学位を有するなど教授や部長が相当します。指導医は一回以上機構専門医を更新し、指導医講習会を受講している必要があります（ただし申請時点で満たされていない場合は時期がきたら更新、受講することで承認されます）。医療スタッフは検査技師長など、外部委員は他領域の医師などが相当します。

### (4)連携施設

新制度では、専攻医は原則複数の施設で研修することとされています。従いまして、基幹施設におかれましては、是非1つ以上の施設と連携を組み、専攻医ローテートさせる、または短期研修させるなどのプランを組んでください。連携施設との組み方が多様だからといって複数のプログラムは必要ありません。オプション1、2・・・などとしてください。

連携施設をお考えの施設で基幹施設からのオファーがあればそれでいいですが、ない場合は関連施設、地域の基幹候補施設に連携施設として名をのせていただくことを交渉してください。専攻医が連携施設で雇用される場合は施設長の下承を確認ください。

### 3. 資格更新について

#### (1) 講習会認定について

従前からの話どおりに、5年で50単位を満たす必要があります。そのうち講習受講が多くを占め、人によって異なりますが40単位前後の獲得が必要です。1時間1単位ですから年平均8時間の受講となります。

専門医共通講習は、各施設で行なわれるものでも可ですので受講証明を発行してもらってください。

臨床検査領域講習は、学会（地方会を含む）と日本臨床検査専門医会が主催する教育的企画を単位認定して受講いただくことになります。それだけでは不足する可能性も考え、関連学会の企画も認定していく予定ですが、その当該学会が同意すること、出席をとることが前提となります。なお、講習会の単位認定は2017年度から、学会内の専門医委員会が一時審査し、機構内の当該委員会が最終認定する方式となりますが、それまでは学会内委員会の認定で原則可とされています。従いまして、6月に奈良で行われました専門医会の企画は有効であることをご承知ください。学会HPでは、過去のものを含めた更新用講習会の一覧を掲載する予定です。

地方会などを企画する方は、是非この更新のための講習会を意識して企画いただきたく思います。シンポジウムなら何でも該当するわけではなく、「臨床検査」に特徴的な企画が認定されます。時間は1時間切り捨てで1時間50分の企画でも1単位だけとなりますのでそのあたりも注意ください。

#### (2) 診療実績について

25件の診療実績記録で必須の5単位となります。記録は実際の検査報告書のコピー、デジタルデータの場合はそのプリントアウトや画面のコピー、いずれも報告者、年月日の記載が必要です。管理記録やコンサルテーション記録なども、実際に施設に保管されているものである（勝手に作成したものではない）必要があります。

これまで、記録の残る検査業務をされてこなかった方は、例えば、「外注報告書を取り込み、上書きして最終報告する」、などでも実績になりますので工夫をお願いします。

#### (3) 申請方法、更新料について

学会HPに掲載された更新基準の中に申請の様式があります。その様式とともに、診療実績や講習受講を証明する書類を提出いただきますので、大切に保管ください。

申請のタイミングはこれまでと同じ11月末にお願いし、まず学会内専門医委

員会で一次審査、次いで機構内当該委員会で最終審査され、1月1日付の認定となります。認定された専門医は機構に1万円を納入します。

#### (4)2020年までの更新について

臨床検査領域では、2016年度の更新（2017年1月1日付の更新予定者が該当）から機構専門医としての更新認定を導入します。2019年度までは、移行期間として機構専門医としての更新、学会専門医としての更新のどちらかを自由に選択できます。2020年度からは機構専門医としての更新に一本化されます。どちらの専門医として更新いただくかについては、機構専門医を推奨しています。それは、研修の指導医の要件として、「機構専門医として一回以上更新していること」があるからです。学会専門医としての更新は推奨していませんが、以下のような方は学会専門医としての更新もあり得ます。①年齢等の事情により、将来的に更新を繰り返す可能性が少ない、②指導医になる可能性がここ数年はない、③4回更新すると、次回は特別措置で診療実勢が免除される、など。

2016年度の機構専門医としての更新をお考えの方は、現行の学会専門医の更新要件の4/5、機構専門医要件の1/5を満たす必要があります。後者は、直近の診療実績5件(1単位)、講習受講が8-9単位必要になるとご理解ください。2017年度、2018年度、2019年度の更新者は機構専門医単位が、2/5、3/5、4/5などとなります。